| 女川原子力発電所第 2 号機 工事計画審査資料 |  |
| :---: | :---: |
| 資料番号 | 02 －補－E－01－0100－6－1 改1 |
| 提出年月日 | 2023 年 5 月 18 日 |

## 補足－100－6－1 残留熱除去系主要弁の弁体修理工事について

$$
2023 \text { 年 } 5 \text { 月 }
$$

東北電力株式会社

## 残留熱除去系主要弁の弁体修理工事について

1．目的
2015年に実施した安全維持点検において，残留熱除去系主要弁（E11－F004A，B（R H R L P C I 注入隔離弁））の分解点検時の弁のすり合わせ等の手入れに伴う弁体の下降を確認した。

当該の弁体は，運開後長期使用の弁体となり，これまでの点検（点検周期 52M）により徐々に弁体の厚みが減少したものである。

以上を踏まえ，設備不具合ではないものの，今後の運転に万全を期すために，弁体を新替するもので ある。

## 2．概要

本工事は，弁体を同仕様のものに取替える。
なお，本工事に係る設工認記載事項は，添付資料の通りであり，材質変更を行わないことから，変更後の記載としては，変更前に同じとなるものである。（添付資料 $1 \sim 4$ 参照）。
（1）材料—弁体 S C P H 2

3．工事の必要性
これまでの点検（点検周期 52M）により徐々に弁体の厚みが減少しており，今後の点検によりシート機能維持が困難になるおそれがあることから，早期に工事を実施し，弁体を取替える必要がある。

## 4．設工認手続きについて

本工事は，既設のE11－F004A，B の弁体を同仕様のものと取替える工事であり，「実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則」の別表第一下欄に係る工事（残留熱除去設備（原子炉冷却材圧力バウンダ リに係るものに限る。）の弁の修理）に該当することから，「核燃料物質，核燃料物質及び原子炉の規制 に関する法律」第43条の3の9第2項に基づき，設計及び工事の計画の変更認可申請を行うものであ る。

5．設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理について
設計及び工事の計画の変更認可申請を行うにあたり，技術基準規則の条文ごとに，該当する適合性確認の要否を整理した結果を添付資料5に示す。

6．添付すべき資料の整理
本手続きによる設計及び工事の計画変更認可申請書に添付すべき書類は，「実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則」の別表第二の上欄に記載される種類に応じて，下欄に記載される添付書類を添付 する必要がある。

ただし，別表第二では「認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。」との規定が あるため，添付書類の要否を検討した。検討結果を添付資料 6，7に示す。

以 上
添付資料 1：E11－F004A，B の要目表（今回変更認可申請資料）
添付資料 2：E11－F004A，B の構造図（今回変更認可申請資料）
添付資料 3 ：残留熱除去系の系統図（今回変更認可申請資料）
添付資料 4 ：機器の配置を明示した図面（今回変更認可申請資料）
添付資料5：設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果
添付資料 6 ：設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される添付書類及び本申請における添付の要否の検討結果
添付資料 7 ：設計及び工事計画変更認可申請書において要求される添付書類の変更有無について （残留熱除去系主要弁）

|  | － |  |  | 変更前 |  |  | 変 更 後 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 名 | － | 称＊ |  | E11－F001A，B，C＊2 |  |  |  | E11－F004C |
| 楀 | 的 | － |  | 止め弁 |  |  |  |  |
| 最 | 高使用生力 | MPa |  | 8． $62^{* 3}$ |  |  |  |  |
| 最 | 高使用温 度 | ${ }^{\circ} \mathrm{C}$ |  | $302^{* 3}$ |  |  |  |  |
|  | 㴍 ひ 径 | －＊ |  | $2500^{* 5}$ |  |  |  |  |
| 要 | 分 箱 原 さ | mm |  | ＊3 |  |  |  |  |
| 险 | 台ふた厘さ | mm |  | ＊3 |  |  |  | 手続き吋象 |
|  | 弁 箱 | － |  | SCPH2 |  |  | $\downarrow$ |  |
|  | 弁 ふ た | － |  | SCPI2 |  |  |  | 変更なし |
|  | 亣 体 | － |  | SCPH2＊＊ |  |  |  |  |
| 騄 | 動 方 法 | － |  | 電父倠動 |  |  |  |  |
| 個 | 数 | － |  | 3 |  |  |  |  |
|  | $\begin{gathered} \text { 系統 } \\ \text { (ラ 名ン名) } \end{gathered}$ | － |  |  | E11－F004C残留熱除去采C素 |  |  |  |
| 取 | 設 夏 床 | － | 原子如进尿 O．P． 11.50 m | $\substack{\text { 原子如建姩 } \\ \text { O．P．} 11.50 \mathrm{~m}}$ | 原子灶建屋 O．P． 11.50 m |  |  |  |
|  |  | － | － |  |  | R MBIF－1 | R－MBIF－3 | R－MBIF 3 |
|  |  | － |  |  |  | 床上0．00m以上 | 床上：0．53m以上， | 床1：0．53m以上 |








| 3 | 弁 体 | 3 | SCPH2 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 2 | 并 ふ た | 3 | SCPH2 |  |  |  |
| 1 | 弁 箱 | 3 | SCPH2 |  |  |  |
| 番号 | 品 名 | 個数 | 材 料 |  |  |  |
| 部 品 表 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |





凡例】○：適用条文であり，今回の申請で適合性を確認する必要がある条文
$\triangle:$ 適用条文であるが，既に適合性が確認されている条文
$\times$ ：適用を受けない条文

|  | 技術基準条文 | 適用要否判断 | 理 由 | 適合性を磼認するための申請書類 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第4条 | 設計基準対象施設の地盤 | $\triangle$ | 本設備は，設計基準対象施設であることから，適用条文となるが，設計基準対象施設の地盤については，令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可 された設計及び工事の計画（以下，「既工事計画」という）におして適合性が雉認されており，本工事は設置地盤を変更するもしくは影響を与える工事ではなく，設計基準対象施設の地盤に係る設計は工事の内容に関係しないため，審査対象条文とはならない。 | － |
| 第5条 | 地震くよる損傷の防止 | $\bigcirc$ | 本設備は，耐震重要度分類らクラス機器の評価範囲にあり，それに応じた地震力に耐えうる設計であることの確暏が必要であり，本条文に適合していることの確認が必要 であるため，審査対象条文となる。耐震重要度分類Sクラスの地震力に耐えうる設計であることを，右記の申請書類て確認し，本条文に適合していると判断した。 | －而震性に関する說明書 |
| 第6条 | 津波による損傷の防止 | $\triangle$ | 本設備し，設計基準対象施設であることから，適用条文となるが，津波による損傷の防止については，既工事計画において適合性が碓認されておわ，本工事において既工事計画から設計内容に変更はなく，設置場所の変更設計や津波防護施設の変更を行うものではなく，津波による損傷の防止に係る設計は本工事に関係しないため，審査対象条文とならない。 | － |
| 第7条 | 外部からの衝撃による損傷の防止 | $\triangle$ | 本設備は，設計基準対象施設であることから，適用条文となるが，外部からの衝撃による損傷の防止については，既工事計画において適合性が確認されており，本工事 において既工事計画から設計内容に変更はなく，設置場所の変更や外部からの衝撃に対する防護措置の変更を行うものではなく，外部からの衝撃による損傷の防止に係 る設計は本工事に関係しないため，審査対象条文とならない。 | － |
| 第8条 | 立入りの防止 | $\triangle$ | 工場等に係る要求であることから，適用条文となるが，立ち入りの防止については，工場，事業所（発電所）に対する要求であり，既工事計画において適合性が確認さ れており，本申請は，立ち入りの防止が図られた区域内に設置されている設備の工事であり，既設計に影響を与えるものではないことから，審査対象条文とならない。 | － |
| 第9条 | 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止 | $\triangle$ | 工場等に係る要求であることから，適用条文となるが，発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止については，工場，事業所（発電所）に対する要求であり，既工事計画におして適合性が雃認されており，本申請は，人の不法な侵入•不正アクセス等の防止が図られた区域内に設置されている設備の工事であり，既設訳影響 を与えるものではないことから，審査対象条文とならない。 | － |
| 第10条 | 急傾斜地の崩懐の防止 | $\times$ | 女川原子力発電所において急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第11条 | 火災による損傷の防止 | $\triangle$ | 本設備は，設計基準対象施設であることから，適用条文となるが，火災による損傷の防止については，既工事計画において適合性が確認されておわ，本工事は既工事計画から変更を伴わない同材料への弁体取替であり，設置場所の変更や不燃材料を使用する設計の変更を行こものではなく，火災による損傷の防止に係る設計は本手続きに関係しないため，審査対象条文とならない。 | － |
| 第12条 | 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止 | $\triangle$ | 本設備は，設計基準対象施設であることから，適用条文となるが，溢水による損傷の防止については，既工事計画において適合性が汯認されておわ，本工事は同仕様 への弁体の取替であり，設置場所の変更，浸水防護設備の変更およで既工事計画の溢水評価の変更を行うものではなく，淟水による損傷の防止に係る設計は本工事 に関係しないため，審査対象条文とならない。 | － |
| 第13条 | 安全避蜼通路等 | $\triangle$ | 本設備は，発電用原子炉設備であることから，適用条文となるが，安全避蜼通路等については，既工事計画において適合性か確忍されており，本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの，設置場所の変更やや安全避難通路等に係る設計の変更を行こものではなく，安全避難通路等に係る設計は本手続さに関係しないため，審查対象条文とならない。 | － |
| 第14条 | 安全設備 | O | 本設備は，安全設備であり，弁体の取替に伴し通常運転時，運転時の異常な過度変化及び設計基準事故等において，必要な機能が，発揮できることを確認する必要があるため，審査対象条文となる。必要な機能を発揮することを，右記の申請書類で確認し，本条文に適合していると判断した。 | －安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 |
| 第15条 | 設計基準対象施設の機能 | $\bigcirc$ | 本設備は設計基準対象施設であり，設計基準対象施設の機能として，保守点検を含めた試験•検査性について，適合性の確認が必要であり，審查対象条文となる。悪影響防止及び保守点検を含めた試験•倹桖性か雃保されている設計であることを，右記の申請書類て確認，本条文に適合していると判断した。 | －安全設備及び重大事故等対処設備か＂使用される条件の下における健全性に関する説明書 |
| 第16条 | 全交流動力電源㖑失対策設備 | $\times$ | 本設備は，全交流動力電源喪失対策設備に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第17条 | 材料及び構造 | $\bigcirc$ | 本設借は，クラス1機器として必要な機械的強度等を有していることの確認が必要であるため，審査対象条文となる。クラス 1 機器として，必要な機械的強度等を有して いることを，右記の申請書類で確認し，本条文の規定に適合していると判断した。 | •強度に開する説明書 $\cdot$ クラス 1 機器およひ炻心支持構造物の応力腐食割れ対策に関する説明書 |
| 第18条 | 使用中の亀裂等による破壊の防止 | $\triangle$ | 本設備は，クラス 1 機器であり適用条文となるが，使用中の亀裂等による破壊の防止については，維持段階での要求であるため，設計段階においては鼻査対象条文とな らない。 | － |

凡例】 $:$ 適用条文であり，今回の申請で適合性を確認する必要がある条文
$\triangle$ ：適用条文であるが，既に適合性が確認されている条文

|  | 技術基準条文 | 適用要否判断 | 理 由 | 適合性を確認するための申請書類 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第19条 | 流体振動等による損傷の防止 | $\times$ | 本設備は，一次冷却系統に該当しないことから適用条文とはならない | － |
| 第20条 | 安全弁等 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当するものの，安全弁等に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第21条 | 耐圧試験等 | $\triangle$ | 本設備は，クラス1機器であり適用条文となるが，耐圧試験等については，検査段階での要求であり，設計段階において審査対象条文とならない。 | － |
| 第22条 | 監視試験片 | $\times$ | 本設備は，設計基準対象施設に該当するものの，容器に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第23条 | 炉心等 | $\times$ | 本設備は，炉心等に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第24条 | 熱遮蔽材 | $\times$ | 本設備は，熱遮蔽材に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第25条 | 一次冷却材 | $\times$ | 本設備は，一次冷却材に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第26条 | 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備 | $\times$ | 本設備は，燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に該当しないことら，適用条文とはならない。 | － |
| 第27条 | 原子炉冷却材圧力バウンダリ | $\bigcirc$ | 本設備は，原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器であるため，審査対象条文となる。原子炉冷却材圧力バウンダリとして求められる機能を有していることを，右記の申請書類で確認し，本条文の規定に適合していると判断した。 | - 基本設計方針 <br> - 強度に関する説明書 |
| 第28条 | 原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等 | $\bigcirc$ | 本設備は，原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等に該当するため審査対象条文となる。原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離機能として求められる機能を有している ことを，右記の申請書類で確認し，本条文の規定に適合していると判断した。 | - 基本設計方針 <br> - 耐震性に関する説明書 |
| 第29条 | 一次冷却材処理装置 | $\times$ | 本設備は，一次冷却材処理装置に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第30条 | 逆止め弁 | $\times$ | 本設備は，放射性物質を含まない流体を導く管への逆止め弁に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第31条 | 蒸気タービン | $\times$ | 本設備は，蒸気タービンに該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第32条 | 非常用炉心冷却設備 | $\bigcirc$ | 本設備は，非常用炉心冷却設備に該当するため審査対象条文となる。同非常用炉心冷却設備として求められる機能を有することを，右記の申請書類で確認し，本条文の規定に適合していると判断した。 | - 基本設計方針 <br> - 設定根拠に関する説明書 －耐震性に関する説明書 |
| 第33条 | 循環設備等 | $\times$ | 本設備は，原子炉停止時に原子炉圧力容器内において発生した残留熱を除去することができる設備に該当しないことから適用条文とならない。 | － |

凡例】○：適用条文であり，今回の申請で適合性を確認する必要がある条文
$\triangle$ ：適用条文であるが，既に適合性が確認されている条文

|  | 技術基準条文 | 適用要否判断 | 理 由 | 適合性を吰認するための申請書類 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第34条 | 計測装置 | $\times$ | 本設備は，計測装置に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第35条 | 安全保護装置 | $\times$ | 本設備は，安全保護装置に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第36条 | 反応度制御系統及び原子炉停止系統 | $\times$ | 本設備は，反応度制御系統及び原子炉停止系統に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第37条 | 制御材駆動装置 | $\times$ | 本設備は，制御材駆動装置に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第38条 | 原子炉制御室等 | $\times$ | 本設備は，原子炉制御室等に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第39条 | 廃棄物処理設備等 | $\times$ | 本設備は，廃棄物処理設備等に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第40条 | 廃妄物貯蔵設備等 | $\times$ | 本設備は，廃妄物貯蔵設備等に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第41条 | 放射性物質による汚染の防止 | $\times$ | 本設備は，放射性物質による污染の防止に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第42条 | 生体遮蔽等 | $\times$ | 本設備は，生体遮蔽等に該当しないことら，適用条文とはならない。 | － |
| 第43条 | 換気設備 | $\times$ | 本設備は，換気設備に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第44条 | 原子炉格納施設 | $\bigcirc$ | 本設備は，原子炉格納容器隔離弁に該当するため審査対象条文となる。原子炉格納容器隔離弁として求められる機能を有することを，右記の申請書類で確認し，本条文の規定に適合していると判断した。 | - 基本設計方針 <br> - 設定根拠に関する説明書 <br> - 耐震性に関する説明書 |
| 第45条 | 保安電源設備 | $\times$ | 本設備は，保安電源設備に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第46条 | 緊急時対策所 | $\times$ | 本設備は，緊急時対策所に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第47条 | 警報装置等 | $\times$ | 本設備は，警報装置等に該当しないことら，適用条文とはならない。 | － |
| 第48条 | 準用 | $\times$ | 本設備は，補助ボイラ，ガスタービン，内燃㙨関又は電気設備に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |


|  | 技術基準条文 | 適用要否判断 | 理 由 | 適合性を確認するための申請書類 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第49条 | 重大事故等対処施設の地盤 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第50条 | 地震による損傷の防止 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第51条 | 津波による損傷の防止 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第52条 | 火災による損傷の防止 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第53条 | 特定重大事故等対処施設 | $\times$ | 本設備は，特定重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第54条 | 重大事故等対処設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第55条 | 材料及び構造 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第56条 | 使用中の亀裂等による破壊の防止 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第57条 | 安全弁等 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第58条 | 耐圧試験等 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第59条 | 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第60条 | 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却す るための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第61条 | 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第62条 | 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却す るための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第63条 | 最終ヒートシンクへ熱を輸送する ための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第64条 | 原子炉格納容器内の泠却等の ための備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |

凡例】○：適用条文であり，今回の申請で適合性を確認する必要がある条文
：適用条文であるが，既に適合性が確認されている条文
$\times$ ：適用を受けない条文

|  | 技術基準条文 | 適用要否判断 | 理 由 | 適合性を確認するための申請書類 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第65条 | 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第66条 | 原子炉格納容器下部の溶融炉心を泠却するための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第67条 | 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第68条 | 水素爆発による原子炉建屋等 の損傷を防止するための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第69条 | 使用済燃料貯蔵槽の泠却等の ための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第70条 | 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第71条 | 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第72条 | 電源設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第73条 | 計装設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第74条 | 運転員が原子炉制御室にとどま るための設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第75条 | 監視測定設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第76条 | 緊急時対策所 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第77条 | 通信連絡を行うために必要な設備 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |
| 第78条 | 準用 | $\times$ | 本設備は，重大事故等対処施設に該当しないことから，適用条文とはならない。 | － |

設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される
添付書類及び本申請における添付の要否の検討結果

|  | 実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則別表第二 添付書類 | 添付の要否 <br> （○•×） | 理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 各発電用原子炉施設に共通 |  |  |  |
| 1 | 送電関係一覧図 | $\times$ | E11－F004A，B の修理工事により，送電関係一覧図に変更を生じないため不要。 |
| 2 | 急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合は，当該区域内の急傾斜地（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第一項に規定す るものをいう。以下同じ。）の崩壊の防止措置に関する説明書 | $\times$ | 女川原子力発電所において，急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はないた め不要。 |
| 3 | 工場又は事業所の概要を明示した地形図 | $\times$ | E11－F004A，B の修理工事により，工場又 は事業所の概要を明示した地形図に変更を生じないため不要。 |
| 4 | 主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図 | $\times$ | 主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図において，主要弁は明示し ていないため不要。 |
| 5 | 単線結線図（接地線（計器用変成器を除 く。）については電線の種類，太さ及び接地の種類も併せて記載すること。） | $\times$ | E11－F004A，B の修理工事により，単線結線図に変更を生じないため不要。 |
| 6 | 新技術の内容を十分に説明した書類 | $\times$ | E11－F004A，B の修理工事では，新技術の採用等を実施していないため不要。 |
| 7 | 発電用原子炉施設の熱精算図 | $\times$ | E11－F004A，B の修理工事により，発電用原子炉施設の熱精算図に変更を生じな いため不要。 |
| 8 | 熱出力計算書 | $\times$ | E11－F004A，B の修理工事により，熱出力計算書に変更を生じないため不要。 |
| 9 | 発電用原子炉の設置の許可との整合性 に関する説明書 | $\bigcirc$ | 工事計画認可申請書の工事計画の内容 が，令和 2 年 2 月 26 日付け原規規発第 2002261 号で許可された設置許可変更許可申請書との整合性を確認する必要が ある。 |
| 10 | 排気中及び排水中の放射性物質の濃度 に関する説明書 | $\times$ | E11－F004A，B の修理工事により，排気中及び排水中の放射性物質の濃度に変更 を生じないため不要。 |


|  | 実用発電用原子炉の設置， <br> 運転等に関する規則 <br> 別表第二 添付書類 | 添付の要否 $(\bigcirc \cdot \times)$ | 理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 各発電用原子炉施設に共通 |  |  |  |
| 11 | 人が常時勤務し，又は頻繁に出入する工場又は事業所内の場所における線量に関する説明書 | $\times$ | E11－F004A，B の修理工事により，人が常時勤務し又は頻繁に出入する工場又は事業所内の場所における線量に変更を生じないため不要。 |
| 12 | 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 | $\times$ | E11－F004A，B の修理工事により，発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に変更を生じないため不要。 |
| 13 | 放射性物質により污染するおそれがあ る管理区域（第二条第二項第四号に規定 する管理区域のらち，その場所における外部放射線に係る線量のみが同号の規定に基づき告示する線量を超えるおそ れがある場所を除いた場所をいう。）並 びにその地下に施設する排水路並びに当該排水路に施設する排水監視設備及 び放射性物質を含む排水を安全に処理 する設備の配置の概要を明示した図面 | $\times$ | E11－F004A，B の修理工事により，放射性物質により汚染するおそれがある管理区域並びにその地下に施設する排水路並びに当該排水路に施設する排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全 に処理する設備の配置に変更を生じな いため不要。 |
| 14 | 取水口及び放水口に関する説明書 | $\times$ | E11－F004A，B の修理工事により，取水口及び放水口に変更を生じないため不要。 |
| 15 | 設備別記載事項のらち，容量又は注入速度，最高使用圧力，最高使用温度，個数，再結合効率，加熱面積，伝熱面積，揚程又 は吐出圧力，原動機の出力，外径，閉止時間，漏えい率，制限流量，落下速度，駆動速度及び挿入時間，効率，吹出圧力，慣性定数，回転速度半減時間，慣性モーメン ト，設定破裂圧力並びに設計温度の設定根拠に関する説明書 | $\bigcirc$ | E11－F004A，B の修理工事による同仕様へ の弁体取替に伴い，設定根拠に関する説明書にて説明が必要な設備別記載事項 を確認する必要があることから添付す る。 |
| 16 | 環境測定装置（放射線管理用計測装置に係るものを除く。）の構造図及び取付箇所を明示した図面 | $\times$ | E11－F004A，B は，環境測定装置（放射線管理用計測装置に係るものを除く。）に該当する設備ではないため不要。 |


|  | 実用発電用原子炉の設置， <br> 運転等に関する規則 <br> 別表第二 添付書類 | 添付の要否 <br> （○•×） | 理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 各発電用原子炉施設に共通 |  |  |  |
| 17 | クラス 1 機器（技術基準規則第二条第二項第三十三号口に規定するクラス 1 機器をいう。）及び炉心支持構造物の応力腐食割れ対策に関する説明書（クラス 1機器にあっては，支持構造物を含めて記載すること。） | $\bigcirc$ | E11－F004A，B の修理工事は，弁体を同仕様のもの～取替えるものであり，クラス 1 機器の応力腐食割れ対策に関する適合性を説明するため添付する。 |
| 18 | 安全設備（技術基準規則第二条第二項第九号に規定する安全設備をいう。）及び重大事故等対処設備（設置許可基準規則第二条第二項第十四号に規定する重大事故等対処設備をいう。）が使用される条件の下における健全性に関する説明書 | $\bigcirc$ | E11－F004A，B の修理工事は，弁体を同仕様のものへ取替えるものであり，使用さ れる条件の下における健全性に対して影響を与えるものではないが，安全設備 に該当することから添付する。 |
| 19 | 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書 | $\times$ | E11－F004A，B の修理工事により，発電用原子炉施設の火災防護に変更を生じな いため不要。 |
| 20 | 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書 | $\times$ | E11－F004A，B の修理工事により，設置場所等に変更はなく，溢水防護に変更を生 じないため不要。 |
| 21 | 発電用原子炉施設の蒸気タービン，ポン プ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書 | $\times$ | E11－F004A，B の修理工事により，蒸気タ ービン，ポンプ等の破壊に伴う飛散物に よる損傷防護に変更を生じないため不要。 |
| 22 | 通信連絡設備に関する説明書及び取付箇所を明示した図面 | $\times$ | E11－F004A，B の修理工事により，通信連絡設備に変更は生じないため不要。 |
| 23 | 安全避難通路に関する説明書及び安全避難通路を明示した図面 | $\times$ | E11－F004A，B の修理工事により，安全避難通路に変更は生じないため不要。 |
| 24 | 非常用照明に関する説明書及び取付箇所を明示した図面 | $\times$ | E11－F004A，B の修理工事により，非常用照明に変更は生じないため不要。 |


|  | 実用発電用原子炉の設置， <br> 運転等に関する規則 <br> 別表第二 添付書類 | 添付の要否 <br> （○•×） | 理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 原子炉冷却系統施設 |  |  |  |
| 1 | 原子炉泠却系統施設に係る機器の配置 を明示した図面及び系統図 | $\bigcirc$ | E11－F004A，B の修理工事は，同仕様の弁体への取替であり，機器の配置及び系統図に変更はないが，申請対象を示すため添付する。 |
| 2 | 蒸気タービンの給水処理系統図 | $\times$ | E11－F004A，B は蒸気タービンの給水処理系統に該当しないため不要。 |
| 3 | 耐震性に関する説明書（支持構造物を含 めて記載すること。） | $\bigcirc$ | E11－F004A，B の修理工事により，同仕様 の弁体へ取替ることから，耐震クラスに応じた地震力に耐えられる設計である ことを評価するため添付する。 |
| 4 | 強度に関する説明書（支持構造物を含め て記載すること。） | $\bigcirc$ | E11－F004A，B の修理工事により同仕様 の弁体へ取替ることから，構造強度への影響を確認する必要があるため添付す る。 |
| 5 | 構造図 | $\bigcirc$ | E11－F004A，B の修理工事は，同仕様の弁体への取替であり，機器の構造に変更は無いが，申請対象を明らかにするために添付する。 |
| 6 | 原子炉格納容器内の原子炉冷却材又は一次冷却材の漏えいを監視する装置の構成に関する説明書，検出器の取付箇所 を明示した図面並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 | $\times$ | E11－F004A，B は，原子炉格納容器内の原子炬冷却材又は一次冷却材の漏えいを監視する装置に該当しないため不要。 |
| 7 | 蒸気発生器及び蒸気タービンの基礎に関する説明書及びその基礎の状況を明示した図面 | $\times$ | E11－F004A，B は，蒸気タービンの基整に該当しないため不要。 |


|  | 実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則別表第二 添付書類 | 添付の要否 <br> （ $\circ$ •×） | 理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 8 | 流体振動又は温度変動による損傷の防止に関する説明書 | $\times$ | E11－F004A，B は，一次冷却系統に該当し ないため不要。 |
| 9 | 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備のポンプの有効吸込水頭に関する説明書 | $\times$ | E11－F004A，B は非常用炉心冷却設備そ の他原子灲注水設備のポンプに該当し ないため不要。 |
| 10 | 蒸気タービンの制御方法に関する説明書 | $\times$ | E11－F004A，B は蒸気タービンに該当し ないため不要。 |
| 11 | 蒸気タービンの振動管理に関する説明書 | $\times$ | E11－F004A，B は蒸気タービンに該当し ないため不要。 |
| 12 | 蒸気タービンの泠却水の種類及び泠却水として海水を使用しない場合は，可能取水量を記載した書類 | $\times$ | E11－F004A，B は蒸気タービンに該当し ないため不要。 |
| 13 | 安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書（バ ネ式のものに限る。） | $\times$ | E11－F004A，B は，安全弁に該当しないた め不要。 |
| 14 | 設計及び工事に係る品質マネジメント システムに関する説明書 | $\bigcirc$ | E11－F004A，B の修理工事における設計及び工事に係る品質管理の方法等を評価する必要があるため，説明書を添付す る。 |

設計及び工事計画変更認可申請書において要求される添付書類の変更有無について
（残留熱除去系 主要弁）


|  | 用発電用原子炉の設置，軍転等に関する規則別表第二 添付書類 | 関連条文 | 添付書類名 | 既認可からの添付書類の変更の有無 | 添付書類の変更の有無の理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 各発電用原子炉施設に共通 |  |  |  |  |  |
|  | 設備別記載事項のう ち，容量又は注入速度，最高使用圧力，最高使用温度，個数，再結合効率，加熱面積，伝熱面積，揚程又は吐出圧力，原動機の出力，外径，閉止時間，漏 えい率，制限流量，落下速度，駆動速度及び挿入時間，効率，吹出圧力，慣性定数，回転速度半減時間，慣性モ ーメント，設定破裂圧力並びに設計温度の設定根拠に関する説明書 | $\begin{aligned} & 32 \text { 条 } \\ & 44 \text { 条 } \end{aligned}$ | －VI－1－1－4－3－3－1－5 設定根拠に関する説明書 （残留熱除去系 主要弁（常設）） | 有 | E11－F004A，B の修理工事は同材料の弁体への取替であるが，既認可の設計及び工事の計画に添付した本説明書 に当該設備の記載がないことから，審査対象条文の適合性を確認するため に変更する。（別紙 1） |
| 2 | クラス 1 機器（技術基準規則第二条第二項第三十三号口に規定 するクラス 1 機器を いう。）及び炉心支持構造物の応力腐食割 れ対策に関する説明書（クラス 1 機器にあ っては，支持構造物を含めて記載するこ と。） | 17 条 | －VI－1－1－5 <br> クラス 1 機器及び炉心支持構造物の応力腐食割れ対策 に関する説明書 | 無 | E11－F004A，B の修理工事は，同材料の弁体への取替であり，応力腐食割れ発生環境下に対する適切な耐食性を有 する材料を従来から使用しているこ とから，当該説明書の変更はないた め，既認可の設計及び工事の計画に添付した本説明書から変更はない。 |


|  | 用発電用原子炉の設置，軍転等に関する規則別表第二 添付書類 | 関連条文 | 添付書類名 | 既認可からの添付書類の変更の有無 | 添付書類の変更の有無の理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 3 | 安全設備（技術基準規則第二条第二項第九号に規定する安全設備をいう。）及び重大事故等対処設備（設置許可基準規則第二条第二項第十四号に規定する重大事故等対処設備をいう。）が使用される条件の下に おける健全性に関す る説明書 | $\begin{aligned} & 14 \text { 条 } \\ & 15 \text { 条 } \end{aligned}$ | －VI－1－1－6 <br> 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の <br> 下における健全性に関する説明書 | 無 | E11－F004A，B の修理工事は同仕様の弁体への取替であり，基本設計方針を変更するものでなく，安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書に影響を与えるものではないことから，既認可の設計及び工事の計画に添付 した説明書から変更はない。 なお，要目表に記載する機器等が通常運転時，設計基準事故時等に機能を要求される状況で所要の機能が発揮で きる設計であることを確認している。 |
| 原子炉冷却系統施設 |  |  |  |  |  |
| 1 | 原子炉冷却系統施設 に係る機器の配置を明示した図面及び系統図 | － | －第4－3－1－1－1図 <br> 【設計基準対象施設】残留熱除去系系統図（1／3）留熱除去系その1） <br> －第4－3－1－1－2図 <br> 【設計基準対象施設】残留熱除去系系統図（2／3） <br> （残留熱除去系その 2） <br> －第 4－3－1－5－4 図 <br> 残留熱除去系 機器の配置を明示した図面（その4） | 無 | 弁体の取替であり，弁の位置は変更し ないことから既認可の設計及び工事 の計画に添付した本図面から変更は ない。 |
| 2 | 耐震性に関する説明書（支持構造物を含め て記載すること。） | $\begin{aligned} & 5 \text { 条 } \\ & 28 \text { 条 } \\ & 32 \text { 条 } \\ & 44 \text { 条 } \end{aligned}$ | －VI－2－5－4－1－4 <br> 管の耐震性についての計算書（残留熱除去系） | 無 | E11－F004A，B の修理工事は，同仕様 （材料，寸法，重量）の弁体への取替 であり，過去の製作図面に基づき弁体 の製作を行らことから要目表記載事項以外も含めて変わらない。このた め，耐震計算書のインプットデータで ある当該弁の重量（総重量 1950 kg ） は変わらないことから，本計算書の変更はない。（別紙 2 参照） |


| 実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則別表第二 添付書類 |  | 関連条文 | 添付書類名 | 既認可からの添付書類の変更の有無 | 添付書類の変更の有無の理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 3 | 強度に関する説明書 （支持構造物を含め て記載すること。） |  | －VI－3－3－3－3－1－4弁の強度計算書（残留熱除去系） | 有 | E11－F004A，B の修理工事に伴い，取替 た弁体が構造強度を満足することを確認する必要があるため，評価を実施 する。（別紙 3 参照） |
|  |  | $\begin{aligned} & 17 \text { 条 } \\ & 27 \text { 条 } \end{aligned}$ | －VI－3－3－3－3－1－5－2管の応力計算書（残留熱除去系） | 無 | E11－F004A，B の修理工事は，同仕様 （材料，寸法，重量）の弁体への取替 であり，過去の製作図面に基づき弁体 の製作を行うことから要目表記載事項以外も含めて変わらない。このた め，耐震計算書のインプットデータで ある当該弁の重量（総重量 1950 kg ） は変わらないことから，本計算書の変更はない。（別紙 2 参照） |
| 4 | 構造図 | － | －第4－3－1－4－3図 E11－F004A，B，C構造図 | 有 | 残留熱除去系主要弁の要目表の記載事項は，同仕様の弁体への取替であ り，構造の変更は伴わないが，主要寸法を追記するため変更するもの。（別紙 4 参照） |
| 5 | 設計及び工事に係る品質マネジメントシ ステムに関する説明書 | － | －VI－1－10－1設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関す る説明書 | 無 | 残留熱除去系主要弁の要目表の記載事項は，設計に係る品質管理の方法に より行った管理の実績又は行おらと している管理の計画並びに工事及び検査に係る品質管理の方法，組織等に ついての具体的な計画に変更はない ことから，既認可の設計及び工事の計画に添付した本説明書から変更はな い。 |
|  |  |  | －VI－1－10－4 <br> 本設工認に係る設計の実績，工事及び検査の計画 原子炉冷却系統施設 | 有 | 残留熱除去系主要弁の要目表の記載事項は，新たな設計開発および調達を実施するものであることから，本説明書を変更する。（別紙 5 参照） |




## ＜残留熱除去系主要弁（E11－F001A，B）構造図＞

本資料は1991年に Rev3 として作図された設計図書であり，本図面に基づき製作を実施しており，弁総重量（1950 kg）から変更はなく，耐震計算及び応力計算ヘインプットデータである重量に変更がないことを確認している。



| 変更 前 |  | 変 更 後 | 備 考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| まえがき <br> 本計算書は，添付書類「VI－3－1－2 クラス 1 機器の強度計算の基本方針 及び「VI－3－2－3 ク ラス 1 开の強度計算方法」並ひに「V1－3－1－3 クラス 2 機器の強度計算の基本方針」及び「VI－ 3－2－5 クラス 2 并の強度訃算方法」に基－ついて計算を行う。 <br>  いては，添付書類「V1－3－2－1 強度訃算方法の楎要」に定義したものを使用する。 <br>  から，平成 3 年 6 月 19 日付け 3 資庁第 1003 号にて認可された工事䚵画の参考資料「参考資料3 土要并の強度計算書」から変更はない。 |  | まえがき <br> 本計算書は，添付書類「VI－3－1－2 クラス 1 機器の強度峌算の基本方針」及び「VI－3－2－3 ク ラス 1 弁の強度計算方法」並びに「VI－3－1－3 クラス 2 機器の強度計算の基本方针」及び「VI－ 3－2－5 クラス 2 弁の強度計算方法」に基づいて計算を行う。評価条件整理結果を以下に示す。なお，評価条件の整理に当たって使用する記号及び略語につ いては，添付書類「VI－3－2－1 強度計算方法の概要」に定義したものを使用する。 | E11－F004A，B の計算書追加に伴う記載見直 し。 |
|  |  |  |  |



【VI－3－3－3－3－1－4 弁の強度計算書（残留熱除去系）】




## 【VI－3－3－3－3－1－4 弁の強度計算書（残留熱除去系）】

変 更 前





